

地域で頑張るお店応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域で頑張るお店応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第5項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第5項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。

(交付目的)

第3条 本補助金は、地域の企業や個人事業者等で構成される団体・グループ等、複数の事業者が連携して行う地域の盛り上げや需要喚起に繋がる取組みを応援し、新型コロナウイルス感染症拡大により損なわれた地域活力の回復を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とし、当該額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とする。）以下とする。
 - 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、令和3年1月29日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助事業に係る重要な変更
 - (2) 補助事業の中止及び廃止
 - (3) 補助対象経費の増額を伴うもの
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とする。
- 3 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第8号によりあらかじめ通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第6号の概算払請求書、様式第7号の経費支出計画書を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、概算払を行うことができる。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月3日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>複数の事業者が連携して行う地域の活性化や需要喚起を目的とする事業</p> <p>ただし、他の県補助金の交付を受ける事業については対象外とする。</p>	<p>複数の県内中小企業等により構成されるグループ</p> <p>ただし、当該事業実施にあたり業務実施を受託する者はグループ構成員の対象外とする。</p>	<p>次に掲げる経費（販売のみに供する物品等の購入費及び原材料費を除く）</p> <p>謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費（※）、外注費（※）、雑役務費、その他事業の実施に必要なと認める経費</p> <p>※県内事業者が実施するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。</p>	4分の3	<p>1者あたり20万円（各者1回限り）</p> <p>ただし、グループを構成する者の数に限らず1事業につき200万円を上限とする。</p>

令和2年度地域で頑張るお店応援事業補助金事業計画書

1 事業実施主体の概要

グループの名称				
代表申請者	(法人の場合、法人名及び代表者職氏名)			
連絡先	電話番号		F A X	
	E-mail			
所在地 (場所が特定できない場合、代表申請者所在地住所)	〒			
グループの概要				
構成員数	者			
	うち補助金交付対象構成員数(別途この補助金の交付を受けていない者に限る)		補助金交付限度額(上限額20万円) 補助金交付対象構成員数×20万円	万円
グループ構成員	別紙構成員一覧表のとおり			
消費税の取扱い	(該当する区分に☑してください。) <input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者			

2 事業の概要

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所	
事業の目的・概要 ※補助金を活用して実施する事業の内容及び実施体制について具体的に記載してください。	
他の補助金の活用の有無	(該当する区分に☑してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。 ※他に県補助金の交付を受けている場合、この補助金の交付を受けることはできません。(補助金交付後に発覚した場合、補助金を返還していただきます。)

注：上記の内容が記載されていれば、様式は別葉又は別紙で構いません。

4 事業費の内訳及び算出根拠

事業の 細目	科目	積算	計	財源内訳	
				県費	県費以外
計					

様式第1号別紙

構成員一覧表

(枚目 / 全 枚)

グループの名称		構成員数	うち今回の補助金交付対象者
構成員			今回の補助金交付対象者(該当者に☑) ※別途この補助金の交付を受けていない者に限る
代表申請者	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は代表申請者として、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)を行います。	印	<input type="checkbox"/>
2	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
3	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
4	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
5	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
6	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
7	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>
8	所在地・住所 企業名(屋号) 代表者 職氏名 <input type="checkbox"/> 私は上記の代表申請者を代理人と定め、補助金の手続き(申請、完了報告、交付請求)に関する権限を委任します。	印	<input type="checkbox"/>

令和2年度地域で頑張るお店応援事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）収入の内容を具体的（手数料収入、市町村補助金等）に記載すること。

2 支出の部

（単位：円）

科目	金額	摘要
計		

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注で無けれ ばならない理由

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

令和2年度地域で頑張るお店応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県地域で頑張るお店応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「（地域で頑張るお店応援事業）」とし、その内容は、・・・・・・・・・・
・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域で頑張るお店応援事業補助金交付要綱（令和 年 月 日付第2020 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

令和2年度地域で頑張るお店応援事業報告書

1 実施した事業の内容

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
<p>事業の概要</p> <p>※補助金を活用して実施した事業について具体的に記載してください。</p>	
<p>事業実施の成果</p> <p>※事業を実施したことによる成果を数値等具体的に記載してください。</p>	
<p>他の補助金の活用の有無</p>	<p>(該当する区分に<input checked="" type="checkbox"/>してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に関する問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>

2 事業費の内訳及び算出根拠

事業の細目	科目	積算	計	財源内訳	
				県費	自己負担
計					

鳥取県知事

様

所在地
名称
代表者名

印

〇〇年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった地域で頑張るお店応援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、地域で頑張るお店応援事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 （補助対象経費／間接補助対象経費）の額	金	円
3 実績報告控除税額	金	円
4 確定した控除税額	金	円
5 補助金返還相当額	金	円
※ $4 - 3 > 0$ の場合、 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$		

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称
代表者職・氏名

印

地域で頑張るお店応援事業補助金に係る概算払請求書

地域で頑張るお店応援事業補助金について、地域で頑張るお店応援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付申請額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ ー (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者(口座名義人) _____
添付書類	・ 様式第7号 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業区分・費目	内容	補助対象経費	補助金額	支出時期（年月）
			/	
合 計				

※交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること

※必要に応じて行を増やして使用すること

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

地域で頑張るお店応援事業補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第19条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |